

「1ページからのつづき (後期高齢者医療保険) ③ 10月の年金から

天引きされる方

平成28年10月1日から平成29年4月1日までの間に八街市に転入された方や75歳になられた方(②の方は除く)などは、7月から9月までは納付書で納付していただき、10月の年金から天引きを開始させていただきます。

※複数の年金を受給している方は、国民年金(老齢基礎年金)を優先し、1つの年金から天引きします。優先順位2番目以降の年金が基準額以上であっても、保険料が天引きされない場合があります。

保険料算定の基礎

- ・均等割額 40400円
・所得割率 7.93%
・保険料の上限額 57万円

保険料納付方法の変更

特別徴収(年金から天引き)の方でも、市に申し出ることで口座振替による納付を選択できます。

保険料の軽減措置

平成29年度の保険料軽減措置は次のとおりです。
「保険料額決定通知書」に軽減額などが記載されていますのでご確認ください。

- ①後期高齢者医療制度加入者と世帯主の合計所得が、軽減判定以下の世帯は、「表2」のとおり均等割が軽減されます。
②後期高齢者医療制度に加入

【表2】 後期高齢者医療保険料(均等割) 軽減措置

Table with 4 columns: 判定基準 (世帯内の被保険者と世帯主の総所得金額等の合計), 軽減割合, 軽減後の均等割額. Rows include 33万円以下の場合 (9割, 8.5割), 33万円+(27万円x人数)以下の場合 (5割), 33万円+(49万円x人数)以下の場合 (2割).

する直前、「会社などの健康保険の被扶養者」であった方は、所得割はかからず、均等割が7割軽減されます。

③所得割を負担する方のうち、基礎控除後の総所得金額が58万円以下の方は、所得割が2割軽減されます。

(年金収入が153万円、211万円の方)

限度額適用・標準負担額減額認定証の申請を

市県民税非課税世帯で後期高齢者医療制度に加入されて



いる方が高額な外来診療を受けたとき、同じ医療機関で同月窓口での支払いが一定の金額に抑えられるとともに、入院した場合は、病院窓口で支払う入院時の医療費負担額と食事代が軽減される認定証交付申請を受け付けています。

※平成29年7月31日までの有効期限の認定証をお持ちの方で、更新時においても該当する方には、認定証を郵送しますので申請する必要はありません。

※自己負担限度額は、世帯の所得状況により異なります。後期高齢者医療被保険者証が8月から新しくなります

後期高齢者医療制度に加入されている方には、新しい被保険者証を7月下旬に簡易書留郵便で郵送しますが、届かない場合は国保年金課までご連絡ください。

新しい被保険者証(緑色)は、有効期限が平成30年7月31日までとなります。
国保年金課
443-1139

八街市国民健康保険に加入されている方へ

病院で支払う医療費負担額が軽減される認定証の交付申請を受け付けています。

平成29年7月31日有効期限の認定証をお持ちの方で、引き続き該当する方には申請書を郵送します。

認定証を希望される方は、国保年金課に申請をしてください。

交付された認定証を医療機関へ提示すると次のような軽減が受けられます。

国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証

世帯主と国保加入者全員が市県民税非課税で、国民健康保険に加入している75歳未満の方が医療機関を受診する場合、窓口での支払いは自己負担限度額までとなります。また、入院時の食事代が軽減されます。

国民健康保険限度額認定証
国民健康保険に加入している70歳未満の方が医療機関を

国民健康保険高齢受給者証が8月から新しくなります

現在使用している国民健康保険高齢受給者証の有効期間が7月31日で満了となります。

新しい受給者証は、7月下旬に発送する予定ですが、届かない場合は国保年金課へご連絡ください。

受診する場合、窓口での支払いは自己負担限度額までとなります。

国民健康保険標準負担額減額認定証
世帯主と国保加入者全員が市県民税非課税で、国民健康保険に加入している70歳未満の方が入院した場合、食事代のみ軽減されます。

※自己負担限度額は、世帯の所得状況により異なります。
※国保加入者全員の所得申告がない世帯は、自己負担限度額が上位所得者の区分となります。

※70歳未満の方で国民健康保険の滞納がある世帯には、限度額適用認定証と限度額適用・標準負担額減額認定証を交付できません。

※ベット代などの自費分は、対象外です。
国保年金課
443-1139

国民年金保険料免除・納付猶予の申請受付

平成29年度(7月~平成30年6月分)の申請受付を開始
経済的な理由などで国民年金保険料の納付が困難なときは、免除・猶予制度をご利用ください。

所得に応じて、全額・4分の3・半額・4分の1の4段階の保険料免除制度があります。

※50歳未満の方を対象とした納付猶予制度もあります。
申請は、本人・配偶者・世帯主(免除申請のみ)の前年所得が定められた基準に該当することが要件となり、毎年申請する必要があります。

ただし、継続審査が承認されている方は必要ありません。
審査は日本年金機構千葉事務センターで行い、その結果をハガキでお知らせします。

手続きに必要なもの
・年金手帳か基礎年金番号のわかるもの
・印鑑

離職された方の必要書類
次の必要書類のいずれかをご持参ください。(コピー可)
・雇用保険受給資格者証
・雇用保険被保険者離職票
・雇用保険被保険者資格喪失確認通知書

※土曜・日曜日、祝日は受け付けしません。
国保年金課
443-1139